

Blue Information Guide

B・I・G いちがわ

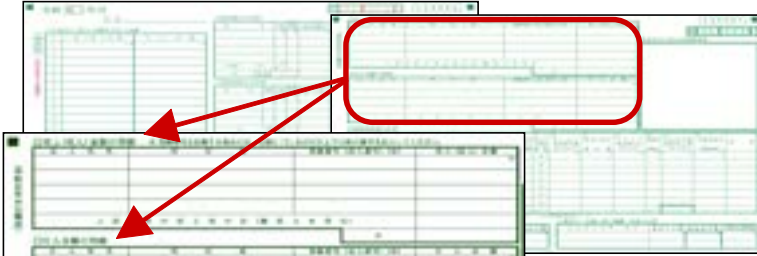


発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
 発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-airo.or.jp

令和5年分から青色申告決算書の様式が変わります

様式変更に伴い、当会では、確定申告書・決算書を会報1月号に同封する予定であります。事前に必要な方は、大変申し訳ございませんが、国税庁のホームページから印刷していただくか又は、所轄の税務署へお問い合わせください。

令和5年分青色申告決算書(案)



「売上(収入)金額の明細」と「仕入金額の明細」を記入する欄ができ、インボイスの登録番号(Tから始まる番号)を記載する欄もあります。

新年賀詞交歓会のご案内

〔日時〕令和6年1月10日(水)

受付午後4時30分/開会午後5時

〔会場〕市川グランドホテル

〔会費〕3,000円

※お申し込みは、事務局までご連絡ください。

〔TEL〕047-333-0111 【申込締め切り：12月8日(金)】

《新年賀詞交歓会当日〔令和6年1月10日〕午後の業務はお休みとさせていただきます。》



令和5年移動研修旅行

令和5年9月11日・12日に1泊2日の移動研修旅行が行われました。前日までは台風の影響で心配されましたが、当日は晴天でバスは無事に福島県の会津芦ノ牧温泉「大川荘」に向かって出発する事ができました。車中では税金クイズを行い、国税庁作成のDVDを視聴し消費税の不正還付や、海外に財産を移転させ納税を免れようとした場合に発覚したらどのような問題が起きるかわかり大変勉強になりました。

昼頃、お菓子の城 那須ハートランドに到着し、そこでの昼食後は施設内にあるお菓子の工場を見学し、お菓子が作られる工程を見ることができました。その後、大内宿に向かい現在も街道沿いに建ち並ぶ江戸時代の面影そのままに茅葺屋根の民家を見学しました。見晴台から見る景観は素晴らしく江戸時代の風情を感じることができました。名残惜しくも大内宿を出た後、バスは旅館の大川荘へ向かいました。

旅館に着き、夜は親睦会で美味しい食事をいただきながらカラオケ大会・宴会と盛り上がり、温泉で日頃の疲れを癒やし、旅の1日目が終わりました。

2日目は会津武家屋敷とワンダーファームへ。武家屋敷では西郷頼母邸を復元した施設を中心に、当時の会津幕末の生活を勉強することができました。ワンダーファームでは昼食後、猛暑が原因で予定していたトマト狩りはできませんでしたが、特別にトマトの塩をお土産にいただきました。最後に、いわき市小名浜でお土産を買って帰路へ。途中渋滞もありましたが、皆様のご協力のおかげで大きな事故や怪我もなく、無事に市川まで到着することができました。大勢の方に移動研修旅行にご参加頂きありがとうございます。来年も多数のご参加をお待ちしております。

市川税務署長講演会

「税を考える週間」として市川税務署長講演会(公社)市川法人会と共催で開催いたします。

(申込受付は終了しております)

※新型コロナウイルスやインフルエンザ等の影響で中止となった場合はお申込みされた方のみご連絡いたします。

※講演会当日〔11月8日(水)〕午後の業務はお休みとさせていただきます。

お問合せ先〔TEL〕047-333-0111

副署長講演会

12月8日(金)当会館にて、市川税務署副署長を迎え、講演会を開催いたします。先着20名!!

参加ご希望の方は、11月24日(金)までにお電話にてお申込み下さい。

講演会は無料!!講演会後の意見交換会に参加される方は、会費1,000円となります。

※新型コロナウイルスやインフルエンザ等の影響で中止となった場合はお申込みされた方のみご連絡いたします。

お問合せ先〔TEL〕047-333-0111



個人事業税納期内納付のお願い

令和5年度個人事業税第2期分の納期限は11月30日(木)です。

令和5年度定期課税から、第1期分納税通知書とあわせて第2に期分納付書も同封して発送しています。納期限内に納付しましょう。

スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い、Pay B、楽天Pay)を利用して、ご自宅などから24時間いつでも納付が可能です。

また、金融機関や、コンビニエンスストア、「モバイルレジ」アプリ、インターネットを利用したクレジットカードによる納付も可能です。

船橋県税事務所

047(433)1275

【納付方法QRコード】



令和3年分の売上が 1000万円を超えた方

令和3年(2021年)分の課税売上高が1000万円を超えた事業者の方は、令和5年(2023年)分において消費税の課税事業者となり、所得税の確定申告後、消費税の確定申告を4/1まで(通常は3/31まで)に行います。(所得税と消費税の申告期限は違いますのでご注意ください)その際、持参して頂く書類は下記になります。

- ①基準期間である令和3年分の決算書
 - ②簡易課税を選択された方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」
 - ③令和4年(2022年)分確定申告書と決算書
 - ④本則(一般)の方は、経費の内容がわかる帳簿
- ※消費税の課税事業者の確認の為、令和3年分・令和4年分を申告時に必ずお持ちください。

令和4年分の売上が 1000万円を超えた方

令和4年(2022年)分の課税売上高が、1000万円を超える事業者の方は、令和6年(2024年)分において消費税の課税事業者となります。速やかに『消費税課税事業者届出書』を所轄の税務署に提出してください。

『消費税簡易課税制度選択届出書』は12月31日まで

令和6年(2024年)分が課税事業者となる個人事業者で、簡易課税制度を選択する場合は、令和5年12月31日までに所轄の税務署に『消費税簡易課税制度選択届出書』の提出が必要となります。また、簡易課税制度の適用を止める場合は『消費税簡易課税制度選択不適用届出書』を令和5年12月31日までに所轄の税務署に提出して下さい。「簡易課税を選択したらいいのか?」などのご相談は、年内までに事務局までご連絡ください。

消費税の仕入税額控除の方式として 『インボイス制度』が開始されました

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。現在、課税事業者の方も登録申請書の提出が必要です。免税事業者は提出後課税事業者になる為、消費税の申告が必要になります。申請をおこなう場合は十分検討してください。

《登録申請スケジュール》

免税事業者の場合、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間の登録は、『登録申請書』を登録希望日(提出日から15日以後の登録を受ける日として希望する日)を記入して提出してください(注1・2)。

課税事業者の場合、課税期間の途中であっても、登録申請書を提出し、登録を受ける事ができます。登録申請書を提出し登録を受けた場合、登録の効力は、登録日から生じます(注1・2・3)。

(注1) 発信主義(郵便等による場合はその郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす)

(注2) 期限が土日祝日の場合でもその翌日に期限が延長されない。

(注3) 「登録日」とは、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日のことをいいます。

【インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)】

○フリーダイヤル0120-205-553(無料)【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

(注意)ご利用の電話機によっては、上記フリーダイヤルにつながらない場合があります。その場合は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に沿って、「3」を選択いただいてもインボイスコールセンターにおつなぎします(通話料がかかります。)(なお、自動音声案内に沿って、「3」を選択いただいた場合であっても、午前8時30分から午前9時の時間帯及びインボイスコールセンターの回線が満線の場合は、各国税局の電話相談センターでご質問や相談をお受けします。)

※インボイス制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

記帳の確認はお済ですか？

毎年この時期に行っております「記帳確認(仮決算)」を、今年も11月30日(木)まで行っております。「記帳確認(仮決算)」とは、日々の記帳の点検と決算・申告の準備を目的とした、決算を円滑に進める為に行うことです。確定申告期の時短にもつながりますので、ご協力お願いいたします。入会して間もない会員の方や記帳に不慣れな方は、お早目にお越しく下さい。減価償却費の計算や複雑な記帳内容の整理を早めに済ませ、会員の皆様が最終的にご自身で決算書・確定申告書を作成できるよう、当会が全力でサポートいたします。会計ソフトをご利用の方は入力を進め、記帳確認にお越しく下さい。また、まだ令和5年の入力をしていない方は、「翌年への繰越」をしているか確認の上、令和5年の入力をしてください。

なお、記帳確認した方には「記帳確認カード」をお渡ししております。そちらのカードをお持ちの方は確定申告期間(1~3月)の予約を優先的にとることができます(必ずしもご希望の日の予約ができることではありません)。詳しくは別紙同封の『決算確定申告相談会・日程表』をご確認ください。(農協代行サービス会員は不要)

給与支払いがある事業主へ（専従者給与も含む）

従業員や専従者に給与の支払いをしている方は、令和6年1月22日までに源泉所得税の納付が必要です(年末調整)。納付書の徴収税額が「0円」でも税務署に提出します。納期限を過ぎてからのご相談は有料になります。従業員1名につき2,000円です(専従者も含む)。ご来所の際は、前年分の書類や納付書もお持ちください。(農協代行サービス会員の方は農協担当職員に確認してください)

【持ち物】

①令和5年分の源泉徴収簿、②1~6月分の納付書控え、③専従者・従業員等の控除証明書等(生命保険料控除証明書など)、④マイナンバーの番号(個人番号)⇒事業主・専従者・従業員・扶養家族すべて、⑤前年分の書類一式(源泉徴収簿、納付書控え(領収済))

記帳相談会（浦安・行徳）のお知らせ

下記の日程にて、記帳相談会を行います。記帳相談会は「事前予約制」ですので必ず電話予約をしてお越しく下さい(047-333-0111)。予約がされていないと対応できない場合がございます。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。新型コロナウイルスやインフルエンザ等の影響により、記帳相談会が中止になる場合がございますことをご了承ください。(下記の日程の中で、すでに予約枠が少ない日もございます。)

※12時から13時までは休憩時間となります。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ノート型パソコンをご持参できる方はお持ちください。

※下記の日程に都合がつかない方は、八幡事務局にご来所ください。(農協代行サービス会員は除く)

行徳文化ホール I & I

市川市末広1-1-48 (行徳公民館ではありません)

【受付時間は15時まで】

11月22日(水) 13~16時 会議室1

12月14日(木) 13~16時 会議室1

令和6年

1月18日(木) 13~16時 会議室2

中央公民館

浦安市猫実4-18-1

【受付時間は14時まで】

12月5日(火) 10~15時 第1会議室

令和6年

1月11日(木) 10~15時 第1会議室

令和6年確定申告の浦安・行徳は、別紙「決算確定申告相談会・日程表」に掲載しております。

事務局からのお知らせ

- ◆農協代行サービス会員の方は、農協各支店担当職員より確定申告の連絡がいきます。農協担当職員に確認してください。
- ◆9月より記帳確認(仮決算)が始まり、事務局にも多くの会員の方が来所されます。新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染拡大防止の為、ご来所の際にはマスクの着用・手指の消毒にご協力ください。なお、受付で検温をさせて頂く場合もございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ◆新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染の影響により、今後休業および業務時間等の変更がある場合がございます。ご来所の際は事前にお電話をお願いいたします(047-333-0111)。その際、混雑している場合はご来所をお断りする場合がございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ◆土曜日の相談対応について、年内までは『事前予約制』とさせて頂き、予約のないご相談には対応できない場合があります。土曜日の営業は、第2・4土曜日午前のみ。予約の枠は「9時」・「10時」・「11時」の3枠となります(047-333-0111)。
- ◆11月8日(水)は「署長講演会」の為、午後の業務はお休みさせていただきます。
- ◆『減価償却の計算書』が決算期前に必要な方は、事務局までご連絡ください。
- ◆確定申告期はご予約された方を優先に行います(八幡事務局)。確定申告期の電話予約の際、『記帳確認証(記帳確認カード)』の番号と『インボイス登録者(適格請求書発行事業者)』かをお聞きしますので、ご用意の上お電話ください。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆年末調整で「源泉徴収票」の作成時に、事業主・専従者または雇用者や扶養家族のマイナンバー(個人番号)を記載するようになりました。来所の際には、個人番号のわかる書類や『マイナンバーカード』または『通知カード』(コピー可)を忘れずにお持ちください。納期限以降(令和6年1月22日以降)におこなう場合には、1人につき2,000円の手数料をいただきます。(専従者給与の方も含む)
- ◆浦安・行徳の出張会場は例年通り、職員を増員し受付時間までにいらっしゃる方を対応いたします。(混雑状況により受付終了時間を早める可能性がございます)
- ◆2月18日(日)・23日(祝日)・3月3日(日)は1日営業いたします(予約不可。受付時間等は平日と同じです)。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆会計ソフトを使用している方は、必ず2024年版にバージョンアップ(令和5年分確定申告書が作成できるバージョン)をしてから確定申告を行ってください。『ブルーリターンA』をご利用の方は、令和6年1月中旬までに配信またはCD郵送予定ですので、忘れずにバージョンアップをしてください。他の会計ソフトをご利用の方は、使用している会計ソフトのホームページ等でバージョンアップ時期をご自身で必ず確認をしてください。当会に他の会計ソフトのバージョンアップ時期のお問い合わせをしていただいてもわかりませんので、ご了承ください。
- ◆**年内の確認等相談業務は 12月22日(金)まで**です。
年末年始のお休みは、令和5年12月29日(金)～令和6年1月4日(木)までです。
- ◆電子申告(e-Tax)に必要なマイナンバーカードの申請受理後に発行される交付通知書(はがき等)が届くまで、時間がかかるそうです。確定申告期に間に合うように早めの申請をお願いいたします。
- ◆確定申告期間(1～3月)は、青色申告会の駐車場は使用できません。車でお越しの方は、有料の駐車場を使用してください。(近くの有料駐車場は、タイムズ市川市役所第1庁舎やコルトンプラザ駐車場、三井のリパーク、ナビパーク、タイムズ等があります)
- ◆確定申告書等の最終受付は、代理送信・書面提出ともに、3月9日(他税務署も含む)になります。詳しくは別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆確定申告で時間がかかる方には、別途手数料をいただく場合もございます。